

(表紙)

土岐市森林整備計画  
変更計画

# 土岐市森林整備計画 変更計画

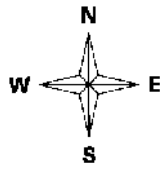
計画期間 (自 令和 5年 4月 1日  
至 令和15年 3月31日)

令和8年3月31日変更

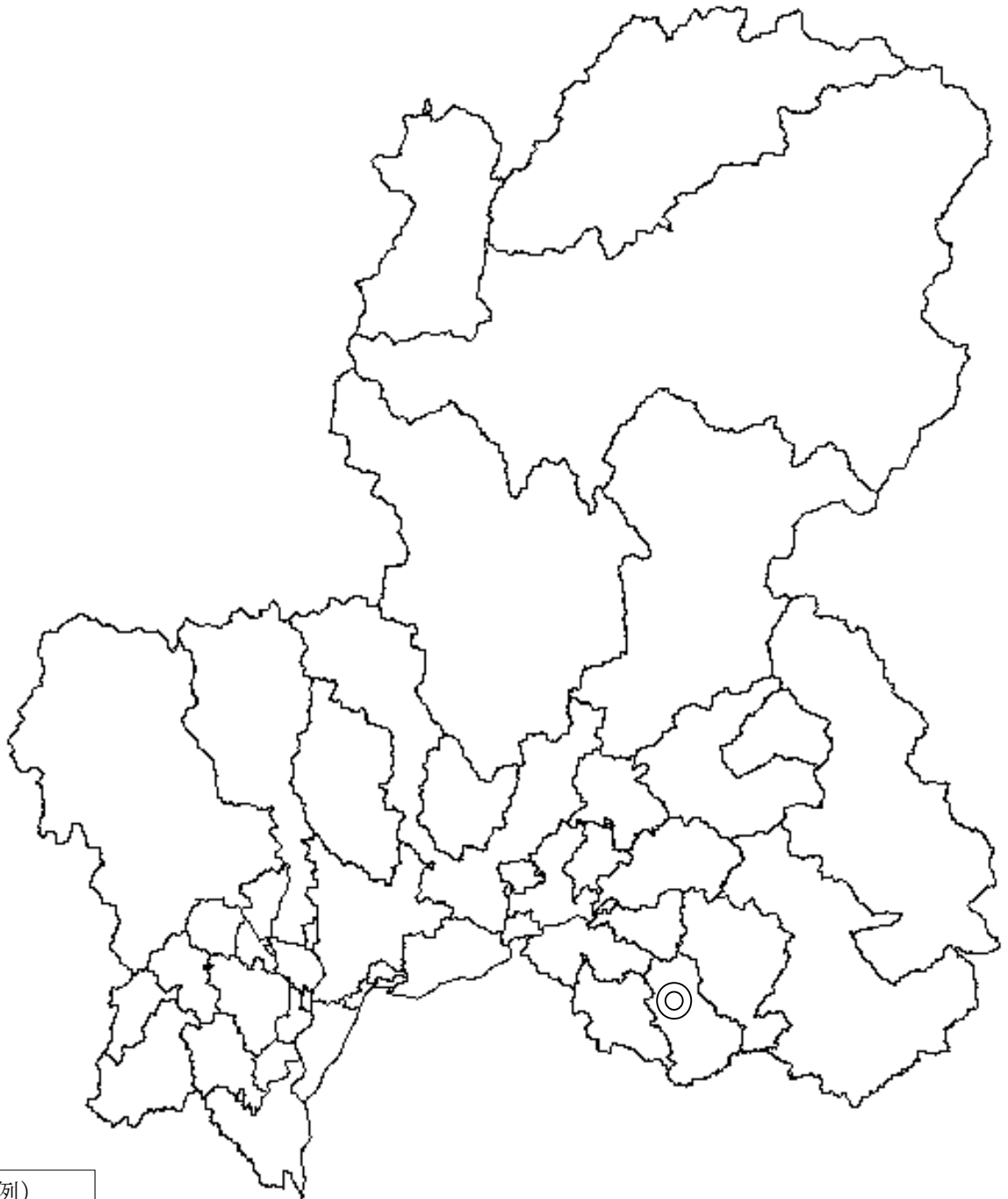
岐阜県土岐市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、土岐市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和8年4月1日とします。

## 土岐市森林整備計画の一部変更



# 市町村位置図



(凡例)  
◎土岐市

## 目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	(略)	1
3	(略)	1
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	1
1	(略)	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	1
3	(略)	2
第2	造林に関する事項	2
1	人工造林に関する事項	2
2	(略)	3
3	(略)	3
4	(略)	3
5	(略)	3
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	3
1	(略)	3
2	保育の種類別の標準的な方法	3
3	(略)	4
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	4
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
3	(略)	7
第5	森林配置計画の将来目標区分に関する事項	7
1	基本的な考え方	7
2	(略)	7
3	(略)	7
4	(略)	8
5	(略)	8
第6	(略)	8
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	8
1	(略)	8
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	8
3	(略)	8
4	(略)	8
第8	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	8
1	(略)	8
2	(略)	8
3	作業路網の整備に関する事項	8
4	(略)	10
第9	その他必要な事項	10
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	10

2	(略)	10
3	(略)	10
III	森林の保護に関する事項	10
第1	鳥獣害の防止に関する事項	11
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	11
2	(略)	11
第2	(略)	11
IV	(略)	11
V	その他森林の整備のために必要な事項	11
1	森林経営計画の作成に関する事項	11
2	(略)	12
3	(略)	12
4	森林の総合利用の推進に関する事項	12
5	(略)	13
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	13
7	(略)	13
8	(略)	13
VI	付属資料	13

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

土岐市の民有林森林資源の令和7年度末の状況は、森林面積7,517haとなっています。この内訳は、人工林面積4,285ha、天然林面積2,762ha、その他面積460haとなっており、人工林率は57%（県平均45%）となっています。また、民有林森林資源は、表I-1-1-1のとおりです。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材の需要低減、価格の低迷等から森林所有者の施業意欲が低下している状況の中、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林整備を行うことが当面の重点課題であります。また、国及び県等の各種制度を有効に活用することにより、森林資源の充実を図りながら、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。

表 I-1-1-1 民有林森林資源

区 分	面 積	備 考
総土地面積	11,602 ha	
森林面積	7,517 ha	森林率：65%
国有林面積	-	
民有林面積	7,517 ha	
対象内民有林	7,507 ha	
うち人工林面積	4,285 ha	民有林の人工林率：57%
天然林面積	2,762 ha	
その他面積	460 ha	
対象外民有林	10 ha	

※総土地面積は「令和6年岐阜県統計書」による。

※森林面積、民有林面積は「岐阜県林政課調べ（令和8年3月31日現在）」、国有林面積は「岐阜県林政課調べ（令和7年3月31日現在）」による。

2 (略)

3 (略)

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

## (1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、[令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知による一部改正](#)）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

(2) (略)

3 (略)

## 第2 造林に関する事項

(略)

### 1 人工造林に関する事項

(略)

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然・立地条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li><li>・特定苗木などの成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。</li><li>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種、蜜源樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li><li>・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li><li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li><li>・土岐市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又</li></ul>
-------	--

	<p>は市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</p> <p>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</p>								
人工造林の対象樹種	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類</td> <td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td> <td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考						
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。						
最深積雪深による造林樹種の区分	<p>・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (木曾川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽 (関連参考；木曾川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</td> </tr> </tbody> </table>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽 (関連参考；木曾川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)				
最深積雪深	樹種及び留意事項								
1.0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽 (関連参考；木曾川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)								
カシナガ等被害跡地の造林樹種	<p>・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</p>								

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準

(略)

1 (略)

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、表Ⅱ-3-2-1のとおりとします。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

表Ⅱ-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 つる切りを同時に行うものとする。
枝打ち	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm(2~4齢級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行うこととする。 なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域(積雪1.0m以上)については降雪状況にもよるが、毎年行う必要性がある。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

### 3 (略)

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) (略)

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等)

#### ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域をVI付属資料2別表1により定めるものとします。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林)

人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次の条件のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

#### (7) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。

#### (4) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。

- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破砕帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。
- (ウ) 土壌等
  - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
  - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
  - c 石礫地から成っている箇所であること。
  - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
- (イ) その他
  - a 流木災害の恐れがあるところ。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林であって、次のいずれかに該当する森林を当該指定区域に設定します。

- (7) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- (イ) 希少な動植物の保護のため必要な森林

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林班	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	合 計	
肥田町肥田 字雲五	39, 40, <u>41</u>	<u>48.56</u>	<u>31.86</u>	<u>2.86</u>			<u>83.28</u>	陶史の森（ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ）
<u>泉町定林寺</u> <u>字休石</u> <u>泉町定林寺</u> <u>字園戸</u> <u>泉町定林寺</u> <u>字市ノ沢</u> <u>泉町定林寺</u> <u>字東平</u> <u>泉町河合</u> <u>字賤洞</u>	23, 24, 25, 26, <u>27, 30,</u> <u>31, 32</u>	<u>168.00</u>	<u>6.78</u>	<u>5.59</u>		<u>1.08</u>	<u>181.45</u>	若人の丘（ <u>保健文化機能維持増進森林</u> ）

土岐津町高山 字御屋敷	120	<u>2.10</u>	<u>8.48</u>	<u>1.69</u>	<u>0.06</u>		<u>12.33</u>	土岐高山城 跡の森 ( <u>快 適環境形成 機能維持増 進森林</u> )
土岐津町高山 字御屋敷	<u>120</u>	<u>11.98</u>	<u>10.13</u>	<u>2.36</u>	<u>0.15</u>		<u>24.84</u>	土岐高山城 跡の森 ( <u>保 健文化機能 維持増進森 林</u> )

## イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

(ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。

(イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。

(ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

(ア) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。

(イ) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。

(ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

(エ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、Ⅵ付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
土岐市全域	56	72	56	64	88	32

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) (略)

### (2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等

の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行います。

3 (略)

## 第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

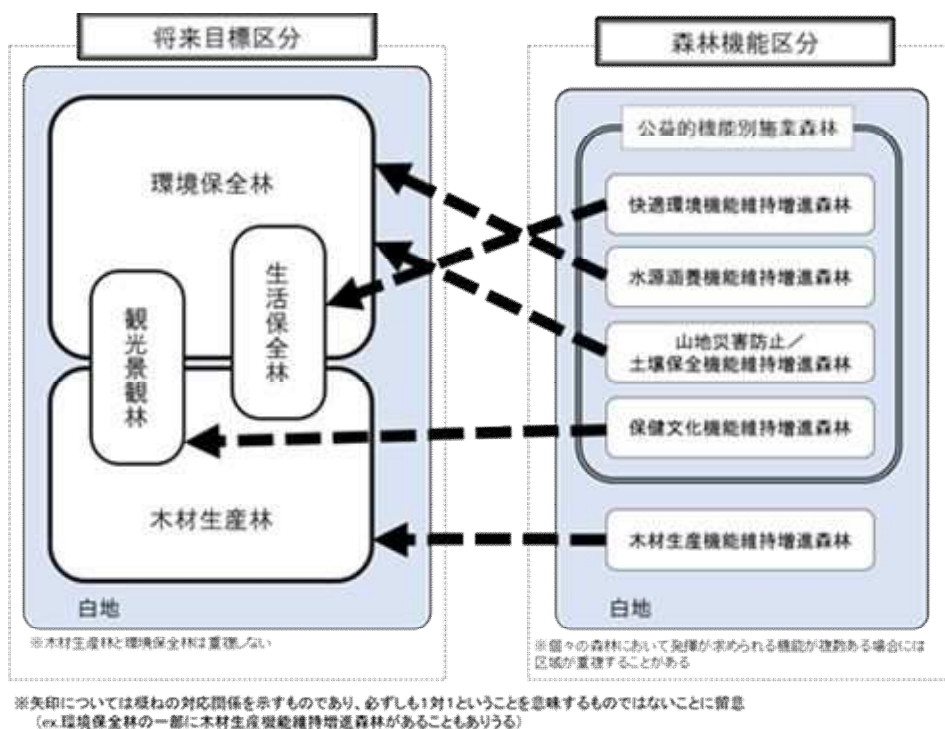
### 1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ①森林配置計画は木曽川地域森林計画の対象となる民有林を対象とします。
- ②将来目標区分は、原則林班を単位として設定します。
- ③林班ごとの将来目標区分は、2に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定します。
- ④将来目標区分が定まらない区域は白地とします。

また、将来目標区分の設定に当たっては図Ⅱ-5-1-1で示す将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応関係を参考に、分かりやすいものとなるよう配慮・調整することとします。

図Ⅱ-5-1-1 将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応図



2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

## 第6 (略)

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 (略)

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、土岐市及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内での具体的な施業は、土岐市、岐阜県地域森林監理士、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行います。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあっては、森林組合をはじめとする市内林業事業者との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 (略)

4 (略)

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

1 (略)

2 (略)

### 3 作業路網の整備に関する事項

(1) (略)

(2) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおりです。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装：m、改良：箇所、面積：ha)

開設/拡張	種類	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号
拡張(改良)	自動車道	土岐市	坂下線	1	58	○	土岐市-1-改良
<u>拡張(改良)</u>	<u>自動車道</u>	<u>土岐市</u>	<u>三国山線</u>	<u>1</u>	<u>60</u>	<u>○</u>	<u>土岐市-2-改良</u>

イ (略)

(3) 細部路網に関する事項

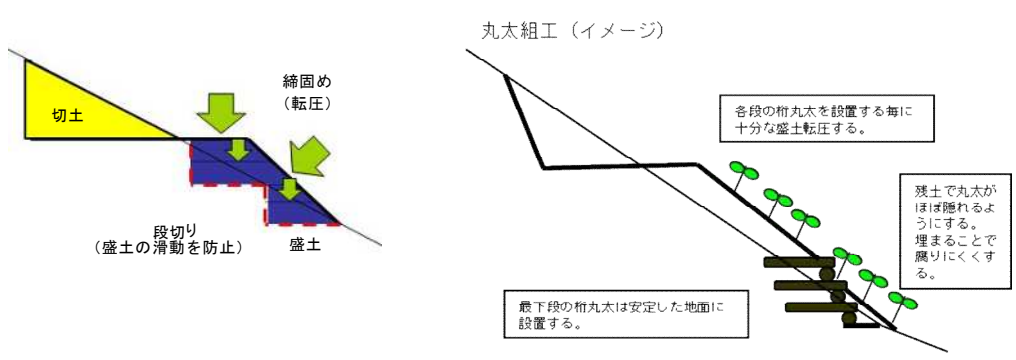
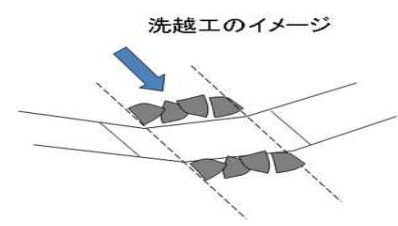
ア 細部路網の整備計画

① (略)

② 施工上の留意事項

- ・ 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・ 森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を適切に行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 
小溪流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。 

路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ（略）

4（略）

## 第9 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1)（略）

#### (2) 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(3)（略）

(4)（略）

2（略）

3（略）

## III 森林の保護に関する事項

## 第1 鳥獣害の防止に関する事項

### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

#### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表Ⅲ-1-1-1に定めるものとします。

表Ⅲ-1-1-1

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	4、5、6、7、8、9、10、11、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、54、55、56、57、58、59、60、61、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、87、88、89、90、91、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107林班	<u>4735.98</u>
ニホンカモシカ	37、46、47、48、49、50、52、53、54、55、57、58、61、62、63、64、65、69、95林班	<u>1,639.08</u>

(2) (略)

2 (略)

## 第2 (略)

## IV (略)

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ・ IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を実施することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の策定に努めるものとします。

## (2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域は表V-1-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出をそれぞれ一体として効率的に行うことができると認められる複数林班について区域を定めるものとします。具体的には大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことのできるまとまりのある森林について、隣接する5～30個程度の林班を目安として区域の範囲を定めるものとします。

表V-1-1-1 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
泉西部	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21	886.13
泉東部	22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	718.72
駄知・天狗	47, 48, 49, 50, 62, 63, 64, 65	639.04
曾木北東部	52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	717.72
曾木南部・細野	59, 60, 61, 69, 71, 72, 73, 74	600.40
鶴里南部	75, 76, 77, 78, 79, 80	405.00
鶴里東部	66, 67, 68, 82, 83, 84, 89	395.01
三国山	81, 86, 87, 88, 90, 91, 103	562.82
東山・本城	85, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 104, 107	763.50

2 (略)

3 (略)

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

土岐市里山保全利用推進計画（平成22年4月策定）に則り、本市の主要な里山である「陶史の森」、「中馬の森」の森林整備を行うことにより、景観の向上を図り、里山としてのさらなる魅力を高められるよう、森林施業への理解と施業の実施を推進するものとします。森林の総合利用施設の整備計画については表V-1-4-1のとおりです。

表V-1-4-1 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	

陶史の森	肥田町肥田 字雲五	104ha (アスレチック、 ネイチャーセンタ ー、遊歩道)			<u>1</u>
中馬の森	鶴里町柿野 字餅ヶ洞	(マレットゴル フ、遊歩道)			<u>2</u>

5 (略)

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における土岐市森林経営管理事業について、令和4年度に策定した「意向調査年度計画」に基づき順次、意向調査を実施し、管理事業を行っていきます。

7 (略)

8 (略)

## VI 付属資料

### 1 参考資料

(略)